

民法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係）	1
○ 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）（第二条関係）	58
○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（第三条関係）	66
○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第四条関係）	75
○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（第五条関係）	146

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第一章〜第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 意思表示（第九十三条―第九十八条の三）</p> <p>第三節〜第五節（略）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第二編・第三編（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>第一章〜第四章（略）</p> <p>第五章 未成年後見</p> <p>第一節 未成年後見の開始（第八百三十八条）</p> <p>第二節 未成年後見の機関</p> <p>第一款 未成年後見人（第八百三十九条―第八百四十七条）</p> <p>第二款 未成年後見監督人（第八百四十八条―第八百五十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第一章〜第四章（同上）</p> <p>第五章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 意思表示（第九十三条―第九十八条の二）</p> <p>第三節〜第五節（同上）</p> <p>第六章・第七章（同上）</p> <p>第二編・第三編（同上）</p> <p>第四編（同上）</p> <p>第一章〜第四章（同上）</p> <p>第五章 後見</p> <p>第一節 後見の開始（第八百三十八条）</p> <p>第二節 後見の機関</p> <p>第一款 後見人（第八百三十九条―第八百四十七条）</p> <p>第二款 後見監督人（第八百四十八条―第八百五十二条）</p>

第三節 未成年後見の事務（第八百五十三条―第八百六十九条）

第四節 未成年後見の終了（第八百七十条―第八百七十五条）

第六章 補助

第一節 補助の開始（第八百七十六条）

第二節 補助の機関

第一款 補助人（第八百七十六条の二―第八百七十六条の六）

第二款 補助監督人（第八百七十六条の七―第八百七十六条の十）

第三節 補助の事務（第八百七十六条の十一―第八百七十六条の二十二）

第四節 補助の終了（第八百七十六条の二十三―第八百七十六条の二十八）

第七章 （略）

第五編 （略）

（補助開始の審判）

第七条 精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求すること

第三節 後見の事務（第八百五十三条―第八百六十九条）

第四節 後見の終了（第八百七十条―第八百七十五条）

第六章 保佐及び補助

第一節 保佐（第八百七十六条―第八百七十六条の五）

第二節 補助（第八百七十六条の六―第八百七十六条の十）

第七章 （同上）

第五編 （同上）

（後見開始の審判）

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人

ができる者として公正証書によって本人の指定した者又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

2| 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならぬ。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

3| 補助開始の審判は、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による審判のいずれか又は第十一条第一項の規定による審判をする必要がある場合において、これらの審判と同時にしなければならない。

4| 補助開始の審判を受けた者に、補助人を付する。

(公正証書による指定)

第八条 前条第一項の公正証書による指定をする場合には、本人が特定の者を補助開始の審判を請求することができる者として指定する旨を公証人に口授しなければならない。

2| 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。

3| 口がきけない者が第一項の指定をする場合には、本人は、公証人の前で、同項に規定する旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同項の口授に代えなければならない。

4| 公証人は、前項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

(成年被後見人及び成年後見人)

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（補助人の同意を要する旨の審判等）

第九条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができ、ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があつたとき。

二 補助開始の審判があつた後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があつたとき。

2 前項の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一 預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二 元本を領収し、又は利用すること。

三 借財又は保証をすること。

四 居住の用に供する建物の大修繕に関する工事の請負契約その他の重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六 訴訟行為をすること。

（成年被後見人の法律行為）

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

- 七 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三百零八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 八 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 九 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 十 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十一 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者及び前項又は次条第一項の規定による審判を受けた者をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。
- 3| 本人以外の者の請求により第一項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。
- 4| 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が補助開始の審判を受けた者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 5| 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。
- 6| 第一項の規定による審判をする場合において、次条第一項の規

定による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

(特定補助人を付する旨の審判等)

第十条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者(補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。次条第一項において同じ。)が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため第五項に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する旨の審判をすることができる。

一 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があつたとき。

二 補助開始の審判があつた後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があつたとき。

2| 前項の規定による審判があつたときは、同項の規定による審判を受けた者がした前条第二項各号に掲げる行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)は、取り消すことができる。

3| 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、前条第二項各号に掲げる行為以外の特定の行為について、第一項の規定による審判を受けた者がした行為を取り消すことができるもの

(後見開始の審判の取消し)

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。)、後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。)、又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

とする旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

4| 第一項の規定による審判をする場合において、前条第一項の規定による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

5| 特定補助人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

- 一| 第二項の規定により、又は第三項の規定による審判により取り消すことができる行為についての取消権の行使
- 二| 第一項の規定による審判を受けた者に対する意思表示の受領
- 三| 第一項の規定による審判を受けた者の財産に関する保存行為

(補助人に代理権を付与する旨の審判)

第十一条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

一| 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。

二| 補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2| 本人以外の者の請求により前項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示

(保佐開始の審判)

第十一条 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

することができない場合は、この限りでない。

(補助開始の審判等の取消し)

第十二条 第七条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、同項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2| 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、第九条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3| 第十条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判を取り消さなければならない。

4| 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判又は同条第三項の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

5| 家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、前条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

6 第九条第一項、第十条第一項及び前条第一項の規定による審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第十三条から第十九条まで 削除

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後

見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人という。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

2| 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3| 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4| 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2| 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない⁹。

2| 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3| 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければ

ばならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

2| 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならぬ。

3| 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4| 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2| 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3| 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 (略)

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 (略)

4 制限行為能力者の相手方は、第九条第一項の規定による審判を受けた者に対しては、第一項の期間内にその補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、同条第一項の規定による審判を受けた者がその期間内にその追認を得た旨

(審判相互の関係)

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 (同上)

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 (同上)

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認

の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(意思表示の受領能力)

第九十八條の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは第十條第一項の規定による審判を受けた者であつたときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

一・二 (略)

(意思表示の受領の特別代理人)

第九十八條の三 意思表示の相手方が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。

2| 前項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者のために同項の意思表示を受けることができる。

3| 第一項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、第七條第一項又は第十一條第一項の規定による審判の請求をすることができる。

4| 第一項に規定する原因が消滅したときその他同項の特別代理人

を得た旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(意思表示の受領能力)

第九十八條の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは成年被後見人であつたときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

一・二 (同上)

(新設)

が前二項に規定する行為をする必要がなくなつたと認めるときは、家庭裁判所は、第一項の特別代理人若しくは利害関係人の請求により又は職権で、同項の規定による審判を取り消さなければならぬ。

第三節 (略)

(代理権の消滅事由)

第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

一 (略)

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは第十条第一項の規定による審判を受けたこと。

2 (略)

(追認の要件)

第百二十四条 (略)

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後に行ふことを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者(第十条第一項の規定による審判を受けた者を除く。)が法定代理人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第三節 (同上)

(代理権の消滅事由)

第百十一条 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

一 (同上)

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

2 (同上)

(追認の要件)

第百二十四条 (同上)

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後に行ふことを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

き。

(未成年者等と時効の完成猶予)

第五百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は第十條第一項の規定による審判を受けた者に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは同項の規定による審判を受けた者が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は同項の規定による審判を受けた者に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者がその財産を管理する父、母又は未成年後見人に対して権利を有するときは、その未成年者が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。第十條第一項の規定による審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときも、同様とする。

(委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によって終了する。

一・二 (略)

三 受任者が第十條第一項の規定による審判を受けたこと。

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由に

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

第五百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によって終了する。

一・二 (同上)

三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由に

よって脱退する。

一・二 (略)

三 第十條第一項の規定による審判を受けたこと。

四 (略)

第七百十三條 精神上の理由により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第七百三十七條及び第七百三十八條 削除

よって脱退する。

一・二 (同上)

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 (同上)

第七百十三條 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第七百三十七條 削除

(成年被後見人の婚姻)

第七百三十八條 成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない。

(婚姻の規定の準用)

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚について準用する。

(認知能力)

第七百八十條 認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後

第七百八十條 認知をするには、父又は母が未成年者であるときで

あつても、その法定代理人の同意を要しない。

〔未成年後見人が未成年被後見人を養子とする縁組等〕

第七百九十四条 未成年後見人が未成年被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。未成年後見人の任務が終了した後、まだその管理の計算が終わらない間も、同様とする。

2| 前項の規定は、特定補助人が第十条第一項の規定による審判を受けた者を養子とする場合について準用する。

〔婚姻の規定の準用〕

第七百九十九条 第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。

1| 〔未成年後見人と未成年被後見人との間等の無許可縁組の取消し〕

第八百六条 第七百九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。第八百七条の二第二項において同じ。）の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わった後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

見人であるときであつても、その法定代理人の同意を要しない。

〔後見人が被後見人を養子とする縁組〕

第七百九十四条 後見人が被後見人（未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。）を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだその管理の計算が終わらない間も、同様とする。

（新設）

〔婚姻の規定の準用〕

第七百九十九条 第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。

〔後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し〕

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わった後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(婚姻の規定の準用)

第八百十二条 第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

(特別養子縁組の成立)

第八百十七条の二 (略)

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条第一項又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。

第五章 未成年後見

第一節 未成年後見の開始

第八百三十八条 未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始する。

2・3 (同上)

(婚姻の規定の準用)

第八百十二条 第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

(特別養子縁組の成立)

第八百十七条の二 (同上)

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

- 一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 後見開始の審判があったとき。

第二節 未成年後見の機関

第一款 未成年後見人

第四百四十二条及び第四百四十三条 削除

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第四百四十二条 削除

(成年後見人の選任)

第四百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

2| 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。

3| 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

4| 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

(未成年後見人の辞任)

第四百四十四条 未成年後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(辞任した未成年後見人による新たな未成年後見人の選任の請求

第四百四十五条 未成年後見人がその任務を辞したことによって新たに未成年後見人を選任する必要があるときは、辞任した未成年後見人は、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(未成年後見人の解任)

第四百四十六条 未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他未成年後見人の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(未成年後見人の欠格事由)

第四百四十七条 次に掲げる者は、未成年後見人となることができない。

一 (略)

(後見人の辞任)

第四百四十四条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求)

第四百四十五条 後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(後見人の解任)

第四百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見人の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(後見人の欠格事由)

第四百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

一 (同上)

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人（第八百七十六条の五第三号の事由により解任されたものを除く。）

三 （略）

四 未成年被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五 （略）

第二款 未成年後見監督人

（未成年後見監督人の選任）

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。

（未成年後見監督人の欠格事由）

第八百五十条 未成年後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、未成年後見監督人となることができない。

（未成年後見監督人の職務）

第八百五十一条 未成年後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 未成年後見人の事務を監督すること。
- 二 未成年後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三 （同上）

四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五 （同上）

第二款 後見監督人

（後見監督人の選任）

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

（後見監督人の欠格事由）

第八百五十条 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

（後見監督人の職務）

第八百五十一条 後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請

所に請求すること。

三 (略)

四 未成年後見人又はその代表する者と未成年被後見人との利益が相反する行為について未成年被後見人を代表すること。

(委任及び未成年後見人の規定の準用)

第八百五十二条 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十条第三項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十八条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、未成年後見監督人について準用する。

第三節 未成年後見の事務

(財産の調査及び目録の作成)

第八百五十三条 未成年後見人は、遅滞なく未成年被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、未成年後見監督人があると

求すること。

三 (同上)

四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

(委任及び後見人の規定の準用)

第八百五十二条 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人について準用する。

第三節 後見の事務

(財産の調査及び目録の作成)

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、

きは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第八百五十四条 未成年後見人は、財産の目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(未成年後見人の未成年被後見人に対する債権又は債務の申出義務)

第八百五十五条 未成年後見人が、未成年被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、未成年後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを未成年後見監督人に申し出なければならない。

2 未成年後見人が、未成年被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(未成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

第八百五十六条 前三条の規定は、未成年後見人が就職した後未成年被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十八条 (略)

その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第八百五十四条 後見人は、財産の目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務)

第八百五十五条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

2 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

第八百五十六条 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十七条の二 (同上)

2
5 (略)

(削る)

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表する。

2 (略)

(削る)

2
5 (同上)

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならぬ。

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 (同上)

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十九条の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(削る)

(利益相反行為)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、未成年後見人について準用する。ただし、未成年後見監督人がある場合は、この限りでない。

(削る)

(成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可)

第八百五十九条の三 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(利益相反行為)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。

(成年後見人による郵便物等の管理)

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えることができない

1

(削る)

(支出金額の予定及び未成年後見の事務の費用)
第八百六十一条 未成年後見人は、その就職の初めにおいて、未成年被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

3| 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。

4| 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができる。

2| 成年後見人は、その受け取つた前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。

3| 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取つた第一項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)
第八百六十一条 後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

2 未成年後見人が未成年後見の事務を行うために必要な費用は、未成年被後見人の財産の中から支弁する。

(未成年後見人の報酬)

第八百六十二条 家庭裁判所は、未成年後見の事務の内容、未成年後見人及び未成年被後見人の資力その他の事情によって、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を未成年後見人に与えることができる。

(未成年後見の事務の監督)

第八百六十三条 未成年後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人に対し未成年後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は未成年後見の事務若しくは未成年被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、未成年被後見人の財産の管理その他未成年後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(未成年後見監督人の同意を要する行為)

第八百六十四条 未成年後見人が、未成年被後見人に代わって営業若しくは第九條第二項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見

2 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

(後見人の報酬)

第八百六十二条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。

(後見の事務の監督)

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(後見監督人の同意を要する行為)

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第十條第一項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれを

人がこれをするに同意するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第二号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第八百六十五条 未成年後見人が、前条の規定に違反してし、又は同意を与えた行為は、未成年被後見人又は未成年後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

2 (略)

(未成年被後見人の財産等の譲受けの取消し)

第八百六十六条 未成年後見人が未成年被後見人の財産又は未成年被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、未成年被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

2 (略)

(委任及び親権の規定の準用)

第八百六十九条 第六百四十四条及び第八百三十条の規定は、未成年後見人について準用する。

第四節 未成年後見の終了

することに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第一号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第八百六十五条 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

2 (同上)

(被後見人の財産等の譲受けの取消し)

第八百六十六条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

2 (同上)

(委任及び親権の規定の準用)

第八百六十九条 第六百四十四条及び第八百三十条の規定は、後見人について準用する。

第四節 後見の終了

〔未成年後見の計算〕

第八百七十条 未成年後見人の任務が終了したときは、未成年後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「未成年後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十一条 未成年後見の計算は、未成年後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

（未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し）

第八百七十二条 未成年被後見人が成年に達した後未成年後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 (略)

（返還金に対する利息の支払等）

第八百七十三条 未成年後見人が未成年被後見人に返還すべき金額及び未成年被後見人が未成年後見人に返還すべき金額には、未成年後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

2 未成年後見人は、自己のために未成年被後見人の金銭を消費し

〔後見の計算〕

第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十一条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

（未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し）

第八百七十二条 未成年被後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 (同上)

（返還金に対する利息の支払等）

第八百七十三条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

2 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、そ

たときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(削る)

第八百七十四条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、未成年後見について準用する。

(委任の規定の準用)

(未成年後見人又は未成年後見監督人の事務に関して生じた債権

の消費の時から、これに利息を付さなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）

(委任の規定の準用)

第八百七十四条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、後見について準用する。

(後見に関して生じた債権の消滅時効)

の消滅時効)

第八百七十五条 第八百三十二条の規定は、未成年後見人又は未成年後見監督人と未成年被後見人との間において未成年後見人又は未成年後見監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

2 (略)

第六章 補助

第一節 補助の開始

第八百七十六条 補助は、補助開始の審判によって開始する。

第二節 補助の機関

第一款 補助人

(補助人の選任等)

第八百七十六条の二 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

2 補助人が欠けたときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受け

第八百七十五条 第八百三十二条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

2 (同上)

第六章 保佐及び補助

第一節 保佐

(保佐の開始)

第八百七十六条 保佐は、保佐開始の審判によって開始する。

(新設)

(新設)

(保佐人及び臨時保佐人の選任等)

第八百七十六条の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

2 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から

た者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助人を選任する。

3| 補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは補助人の請求により又は職権で、更に補助人を選任することができる。

4| 補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。以下この項及び第八百七十六條の六第四号において同じ。）の意見、心身の状態並びに生活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無（補助人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

5| 家庭裁判所は、第十条第一項の規定による審判を受けた者について、新たに補助人を選任するときは、職権で、補助人を特定補助人と定める。

（補助人の辞任）

第八百七十六條の三 補助人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

3| 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

（保佐監督人）

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

2| 第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四

(辞任した補助人による新たな補助人の選任の請求)

第八百七十六条の四 補助人がその任務を辞したことによって新たに補助人を選任する必要が生じたときは、辞任した補助人は、遅滞なく新たな補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。

(補助人の解任)

第八百七十六条の五 次に掲げる事由があるときは、家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族若しくは檢察官の請求により又は職権で、補助人を解任することができる。

十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

(保佐人に代理権を付与する旨の審判)

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

2| 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3| 家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

第八百七十六条の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

きる。

一 補助人が不正な行為をしたとき。

二 補助人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

三 補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき。

(補助人の欠格事由)

第八百七十六条の六 次に掲げる者は、補助人となることができな

い。

一 未成年者

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人(前条第三号の事由により解任されたものを除く。)

三 破産者

四 補助開始の審判を受けた者に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五 行方の知れない者

2| 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、

第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

3| 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。

第二節 補助

(補助の開始)

第八百七十六条の六 補助は、補助開始の審判によって開始する。

第二款 補助監督人

(補助監督人の選任)

第八百七十六条の七 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

(補助監督人の欠格事由)

第八百七十六条の八 補助人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、補助監督人となることができない。

(新設)

(補助人及び臨時補助人の選任等)

第八百七十六条の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

2| 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。

3| 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

(補助監督人)

第八百七十六条の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

2| 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百

(補助監督人の職務)

第八百七十六条の九 補助監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 補助人の事務を監督すること。
- 二 補助人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為について補助開始の審判を受けた者を代表し、又は補助開始の審判を受けた者がこれをするに同意すること。

(委任及び補助人の規定の準用)

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十六条の二第四項、第八百七十六条の三、第八百七十六条の五、第八百七十六条の六、第八百七十六条の十二、第八百七十六条の十三、第八百七十六条の十八及び第八百七十六条の十九の規定は、補助監督人について準用する。

五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。

(補助人に代理権を付与する旨の審判)

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

2 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

(補助の事務及び補助人の任務の終了等)

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

第三節 補助の事務

(補助開始の審判を受けた者の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮)

第八百七十六条の十一 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにならなければならない。

2| 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した補助開始の審判を受けた者の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(補助人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百七十六条の十二 補助人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の補助人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2| 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3| 補助人（特定補助人又は第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判を受けた者に限る。）が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可）

第八百七十六条の十三 補助開始の審判を受けた者の居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分について第十一条第一項の規定による審判があつた場合において、当該審判により代理権を付与された補助人は、これらの処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

（利益相反行為）

第八百七十六条の十四 補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

（財産の調査及び目録の作成）

（新設）

（新設）

第八百七十六条の十五 特定補助人は、特定補助人として付され、

又は定められた後、遅滞なく、第十条第一項の規定による審判を受けた者の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2| 財産の調査及びその目録の作成は、補助監督人があるときは、その立会いをもつてしなければならない。

3| 前二項の規定は、特定補助人として付され、又は定められた後第十条第一項の規定による審判を受けた者が包括財産を取得した場合について準用する。

(特定補助人による郵便物等の管理)

第八百七十六条の十六 家庭裁判所は、特定補助人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、特定補助人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を特定補助人に配達すべき旨を囑託することができる。

2| 前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えることができない。

3| 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更

(新設)

(新設)

を生じたときは、第十条第一項の規定による審判を受けた者、特定補助人若しくは補助監督人の請求により又は職権で、第一項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。

4| 特定補助人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百七十六条の十七 特定補助人は、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2| 特定補助人は、その受け取った前項の郵便物等で特定補助人の事務に関しないものは、速やかに第十条第一項の規定による審判を受けた者に交付しなければならない。

3| 第十条第一項の規定による審判を受けた者は、特定補助人に対し、特定補助人が受け取った第一項の郵便物等（前項の規定により同条第一項の規定による審判を受けた者に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

（補助の事務の費用）

第八百七十六条の十八 補助人が補助の事務を行うために必要な費用は、補助開始の審判を受けた者の財産の中から支弁する。

（新設）

（新設）

(補助人の報酬)

第八百七十六条の十九 家庭裁判所は、補助の事務の内容、補助人及び補助開始の審判を受けた者の資力その他の事情によって、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を補助人に与えることができる。

(新設)

(補助の事務の監督)

第八百七十六条の二十 補助監督人又は家庭裁判所は、いつでも、補助人に対し補助の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査することができる。

(新設)

2 家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助の事務について必要な処分を命ずることができる。

(補助人の家庭裁判所への報告)

第八百七十六条の二十一 補助人は、家庭裁判所の定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。

(新設)

2 家庭裁判所は、前項の規定による報告を受けた場合において、

第十二条第一項から第五項までに規定するときに該当するときは、職権で、同条第一項から第五項までの規定による審判をすることが出来る。

(委任及び親権の規定の準用)

第八百七十六条の二十二 第六百四十四条の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人(第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判を受けた者に限る。次条及び第八百七十六条の二十五において同じ。)が同項の代理権を付与する旨の審判に基づき補助開始の審判を受けた者を代表する場合について準用する。

第四節 補助の終了

(補助の計算)

第八百七十六条の二十三 補助人の任務が終了したときは、補助人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算(以下「補助の計算」という。)をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十六条の二十四 補助の計算は、補助監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

〔返還金に対する利息の支払等〕

第八百七十六条の二十五 補助人が補助開始の審判を受けた者に返還すべき金額及び補助開始の審判を受けた者が補助人に返還すべき金額には、補助の計算が終了した時から、利息を付さなければならぬ。

〔新設〕

2| 補助人は、自己のために補助開始の審判を受けた者の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

〔補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人等の権限〕

第八百七十六条の二十六 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結をすることができる。

〔新設〕

2| 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、補助開始の審判を受けた者の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為（当該死亡した時における権限内の行為に限る。）をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければな

らない。

一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）

）の弁済

三 前二号に掲げるもののほか、相続財産の保存に必要な行為

（委任の規定の準用）

第八百七十六条の二十七 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、補助について準用する。

（補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効）

第八百七十六条の二十八 第八百三十二条の規定は、補助人又は補助監督人と補助開始の審判を受けた者との間において補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

（相続人の欠格事由）

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 四 （略）

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は第九百七十六条の二第一項若しくは第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された

（新設）

（新設）

（相続人の欠格事由）

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 四 （同上）

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

電磁的記録を不正に作り、破棄し、若しくは隠匿した者

第九百七十七条 相続人が未成年者又は第十條第一項の規定による審判を受けた者であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は第十條第一項の規定による審判を受けた者のために相続の開始があつたことを知った時から起算する。

第九百六十二条 第五條、第九條及び第十條の規定は、遺言については、適用しない。

(未成年被後見人等の遺言の制限)

第九百六十六条 未成年被後見人が、未成年後見の計算の終了前に、未成年後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

2| 第十條第一項の規定による審判を受けた者が、補助の計算の終了前に、特定補助人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

3| 前二項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が未成年後見人又は特定補助人である場合には、適用しない。

(普通的方式による遺言の種類)

第九百六十七条 遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密

第九百七十七条 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があつたことを知った時から起算する。

第九百六十二条 第五條、第九條、第十三條及び第十七條の規定は、遺言については、適用しない。

(被後見人の遺言の制限)

第九百六十六条 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

(新設)

2| 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

(普通的方式による遺言の種類)

第九百六十七条 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつ

証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

(自筆証書遺言)

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。第九百六十八条の第三項において同じ。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名しなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ、その効力を生じない。

(保管証書遺言)

第九百六十八条の二 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

てしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

(自筆証書遺言)

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

(新設)

一 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された場合にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること。

二 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条に規定する遺言書保管官をいう。以下この款において同じ。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

2] 前項の規定によりした遺言は、法務局における遺言書の保管等に関する法律の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

（保管証書遺言の方式の特則）

第九百六十八条の三 口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口述に代えなければならない。

2] 前条第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、同号の口述又は同項の規定による通訳人の通訳による申述若しくは自書

（新設）

を要しない。

(公正証書遺言)

第九百六十九条 (略)

2 前項の公正証書は、公証人法の定めるところにより作成するものとする。

3 (略)

(秘密証書遺言)

第九百七十条 秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 遺言者が、その証書に署名すること。
- 二 遺言者が、その証書に封をすること。

三 (略)

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、これに印を押し、遺言者及び証人とともにこれに署名すること。

2 (略)

(補助開始の審判を受けた者の遺言)

第九百七十三条 第十条第一項の規定による審判を受けた者が事理

(公正証書遺言)

第九百六十九条 (同上)

2 前項の公正証書は、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の定めるところにより作成するものとする。

3 (同上)

(秘密証書遺言)

第九百七十条 秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 遺言者が、その証書に署名し、印を押し、印を押すこと。
- 二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。

三 (同上)

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押し、印を押すこと。

2 (同上)

(成年被後見人の遺言)

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復し

を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

2 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置を講じなければならない。

3 保管証書による遺言に立ち会った医師は、前項に規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

4 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙に第二項に規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

（証人及び立会人の欠格事由）

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一 （略）

二 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族

三 受遺者（推定相続人である者を除く。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、その被用者及び役員）

四 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び被用者

た時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

2 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。

（新設）

（新設）

（証人及び立会人の欠格事由）

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一 （同上）

二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族（新設）

三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

(死亡の危急に迫った者の遺言)

第九百七十六条 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名しなければならない。

255 (略)

第九百七十六条の二 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に

規定する状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

一 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

二 前号の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

三 前号の証人が、同号の書面又は同号の電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者とその記載又は記録の正確なことを承認すること。

2 前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び

(死亡の危急に迫った者の遺言)

第九百七十六条 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。

255 (同上)

(新設)

証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人を立ち会わせることができる。

3| 口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項第一号の口授に代えなければならない。

4| 耳が聞こえない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言の趣旨の口授（前項の規定による申述を含む。）を受けた者は、第一項第二号の書面に記載された内容又は同号の電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、同項第三号の読み聞かせに代えることができる。

5| 前二項の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、通訳人に通訳をさせることができる。

6| 前条第四項及び第五項の規定は、前各項の規定による遺言について準用する。

（船舶遭難者等の遺言）

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事

（船舶遭難者の遺言）

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて口頭で遺言をすることができる。

変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

2 (略)

3 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (略)

第九百七十九条の二 前条第一項に規定する死亡の危急に迫った者は、同項の規定によるほか、次の各号のいずれかの方式により、口頭で遺言をすることができる。

一 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録する方式

二 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する方式

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

2 (同上)

3 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (同上)

(新設)

3| 口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならぬ。

4| 口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合において、前項の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者（第一項第一号の規定により遺言をする場合にあつては、遺言者及び証人）が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、通訳人に通訳をさせることができる。

5| 前各項の規定に従つてした遺言は、証人の一人、第一項第二号の規定による送信を受けた者又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

6| 第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（遺言関係者の署名）

第九百八十条 第九百七十七条及び第九百七十八条の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名しなければならない。

（署名が不能の場合）

第九百八十一条 第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名することのできない者があるときは、立会人又は証

（遺言関係者の署名及び押印）

第九百八十条 第九百七十七条及び第九百七十八条の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印を押さなければならない。

（署名又は押印が不能の場合）

第九百八十一条 第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名又は印を押すことのできない者があるときは、立会

人は、その事由を付記しなければならない。

(普通の方式による遺言の規定の準用)

第九百八十二条 第九百六十八条第三項、第九百七十三条第一項及び第二項、第九百七十四条並びに第九百七十五条の規定は、第九百七十六条から第九百七十九条まで及び前二条の規定による遺言について準用する。この場合において、第九百七十六条の二の規定による遺言について第九百六十八条第三項の規定を準用するときは、同項中「遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「遺言者がその場所を指示し、証人の一人がこれを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。

2| 第九百七十三条第一項及び第二項、第九百七十四条並びに第九百七十五条の規定は、第九百七十九条の二の規定による遺言について準用する。この場合において、第九百七十三条第二項中「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは「書面に記載し、又は電磁的記録に記載して」と、第九百七十五条中「証書」とあるのは「第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録」と読み替えるものとする。

(外国に在る日本人の遺言の方式)

人又は証人は、その事由を付記しなければならない。

(普通の方式による遺言の規定の準用)

第九百八十二条 第九百六十八条第三項及び第九百七十三条から第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの規定による遺言について準用する。

(新設)

(外国に在る日本人の遺言の方式)

第九百八十四条 日本^の領事^の駐在^{する}地^に在^る日本^人が公正証書又は秘密証書^{によつて}遺言^をしようとするときは、公証人の職務は、領事^{が行う}。

(遺言書等の検認)

第一千四條 遺言書又は第九百七十九條の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録(以下この章において「遺言書等」という。)の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書等の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書等を発見した後も、同様とする。

2 (略)

3| 第一項の規定は、遺言者が第九百七十六條の二の規定により遺言をした場合(同条第一項第二号の電磁的記録に記録されたとき(第九百八十二条第一項において準用する第九百六十八條第三項の規定により変更された場合)あつては、その旨が記録されたとき)に限る。()において、当該遺言に係る遺言書の保管者の一人が第一項の規定による検認の請求をしたときは、他の保管者について、適用しない。

4| 前項の規定は、遺言者が第九百七十九條の二の規定により遺言

第九百八十四条 日本^の領事^の駐在^{する}地^に在^る日本^人が公正証書又は秘密証書^{によつて}遺言^をしようとするときは、公証人の職務は、領事^{が行う}。この場合においては、第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、同号の印を押すことを要しない。

(遺言書の検認)

第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を見つけた後も、同様とする。

2 (同上)

(新設)

(新設)

をした場合について準用する。この場合において、同項中「遺言書」とあるのは、「第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録」と読み替えるものとする。

5| (略)

(過料)

第一千五条 前条の規定により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

(遺言書等又は遺贈の目的物の破棄)

第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

3| (同上)

(過料)

第一千五条 前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

(遺言書又は遺贈の目的物の破棄)

第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、<u>第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされた時</u>からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 任意後見受任者 <u>第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされる前における任意後見契約の受任者をいう。</u></p> <p>四 任意後見人 <u>第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされた後における任意後見契約の受任者をいう。</u></p> <p>(任意後見契約の方式)</p> <p>第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。その変更についても、同様とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、<u>第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時</u>からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 任意後見受任者 <u>第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。</u></p> <p>四 任意後見人 <u>第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。</u></p> <p>(任意後見契約の方式)</p> <p>第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてなければならない。</p>

(不開始の合意)

第四条 本人及び任意後見受任者は、任意後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは、次条第一項の任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができる。

2| 前項の合意は、公正証書によってしなければならない。

(任意後見開始の審判)

第五条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上的理由により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、補助人、補助監督人又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者の請求により、任意後見開始の審判をする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

(削る)

二 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の六

(新設)

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (同上)

二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百四十七条各号

各号（第四号を除く。）に掲げる者

ロ（略）

ハ 不正な行為その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

三 前条第一項の合意がある場合において、当該他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によつて欠けるに至つていないとき。

（削る）

2 前項の規定により本人以外の者の請求により任意後見開始の審判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならぬ。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

（削る）

（削る）

（第四号を除く。）に掲げる者

ロ（同上）

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

（新設）

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）を取り消さなければならぬ。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならぬ。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(公正証書による指定)

第六条 民法第八条の規定は、前条第一項に規定する公正証書による指定について準用する。

(新設)

(任意後見監督人の選任)

第七条 家庭裁判所は、任意後見開始の審判をするときは、職権で、任意後見監督人を選任する。

(新設)

2| 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族、任意後見人、補助人若しくは補助監督人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

3| 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

4| 任意後見監督人を選任するには、本人の意見(任意後見契約の締結の際に本人が公証人に対して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合には、その申述した内容を含む。)、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人及び任意後見受任者又は任意後見人(これらの者が法人であるときは、その法人及びその代表者をいう。以下この項において同じ。)との利害関係の有無(任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容

並びにその法人及びその代表者と本人及び任意後見受任者又は任意後見人との利害関係の有無)その他一切の事情を考慮しなければならぬ。

5| 家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、任意後見監督人を選任しないことができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第八条 (略)

(本人の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮)

第九条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の心身の状態に応じて、本人に対し、任意後見人の事務に関する情報の提供をして本人の任意後見人の事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、任意後見人の事務に関する意向を把握するようにしなければならない。

2| 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 (同上)

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(新設)

(任意後見監督人の職務等)

第十條 (略)

2・3 (略)

4 民法第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十六條の三、第八百七十六條の五、第八百七十六條の六、第八百七十六條の十二、第八百七十六條の十八及び第八百七十六條の十九の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の事務の監督)

第十一條 民法第八百七十六條の二十の規定は、任意後見監督人が選任されていない場合における任意後見人の事務の監督について準用する。この場合において、同條第一項中「補助監督人又は家庭裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同條第二項中「補助監督人、補助開始の審判を受けた者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。

(任意後見人の解任)

第十二條 任意後見人が不正な行為をしたとき、又は任意後見人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族、補助人、補助監督人若しくは検察官の請求により、又は職権で、任意後見人を解任することができる。

第七條 (同上)

2・3 (同上)

4 民法第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、任意後見監督人について準用する。

(新設)

(任意後見人の解任)

第八條 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第十三条 任意後見開始の審判がされる前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

2 任意後見開始の審判がされた後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

(補助との関係)

第十四条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、補助開始の審判をすることができる。

2 前項の場合における補助開始の審判の請求は、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であつた者（任意後見契約が終了した日から起算して一年を経過した者を除く。）を含む。）又は第五条第一項の公正証書によつて本人の指定した者もすることができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によつて、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

(削る)

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十五条 (略)

3| 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十一条 (同上)

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する補助に関する登記及び任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」という。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（補助の登記等）</p> <p>第四条 補助の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p> <p>一 補助開始の審判をした裁判所並びにその審判の事件の表示及び確定の年月日</p> <p>二 補助開始の審判を受けた者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）、「保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（後見等の登記等）</p> <p>第四条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。</p> <p>一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日</p> <p>二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外</p>

-
- 三 補助人の氏名又は名称及び住所
 - 四 補助監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所
 - 五 補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
 - 六 特定補助人を付する処分がされたときは、その旨
 - 七 特定補助人を付する処分がされた場合において、取り消すことのできる行為が定められたときは、その行為
 - 八 補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
 - 九 数人の補助人又は数人の補助監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
 - 十 補助が終了したときは、その事由及び年月日
 - 十一 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十七条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百二十八条第一項の規定により補助人又は補助監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨
-

- 国人にあつては、国籍）
 - 三 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名又は名称及び住所
 - 四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所
 - 五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
（新設）
（新設）
 - 六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
 - 七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
 - 八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日
 - 九 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百二十七条第一項（同条第五項並びに同法第三百三十五条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨
-

十二 前号に規定する規定により補助人又は補助監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十三 (略)

2 家事事件手続法第二百二十六条第二項又は第三項の規定による審判前の保全処分（以下「補助命令等」という。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 補助命令等の種別、補助命令等をした裁判所並びにその補助命令等の事件の表示及び発効の年月日

二 財産の管理者の補助を受けるべきことを命ぜられた者（以下「補助命令等の本人」という。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

三 (略)

四 家事事件手続法第二百二十六条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為

五 補助命令等が効力を失ったときは、その事由及び年月日

六 (略)

(任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等

十一 前号に規定する規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十二 (同上)

2 家事事件手続法第二百二十六条第二項、第三百四十四条第二項又は第四百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分（以下「後見命令等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審判前の保全処分の事件の表示及び発効の年月日

二 財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜられた者（以下「後見命令等の本人」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

三 (同上)

四 家事事件手続法第四百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為

五 後見命令等が効力を失ったときは、その事由及び年月日

六 (同上)

(任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等

ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一〇五 (略)

六 任意後見開始の審判をした裁判所並びにその審判の事件の表示及び確定の年月日

七 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

八〇十 (略)

十一 家事事件手続法第二百二十五条第一項において準用する同法第二百二十七条第一項の規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十二 (略)

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、補助の登記については補助開始の審判ごとに、補助命令等の登記については補助命令等ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に

ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一〇五 (同上)

(新設)

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所並びにその選任の審判の確定の年月日

七〇九 (同上)

十 前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十一 (同上)

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、後見命令等の登記については後見命令等ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に

定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 (略)

二 第四条第一項第十二号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

三 (略)

四 第五条第二号、第三号又は第七号に規定する者 同条各号に掲げる事項

五 第五条第十一号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

2 補助開始の審判を受けた者の親族、補助命令等の本人の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

(終了の登記)

第八条 補助に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、補助開始の審判を受けた者が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 (略)

3 補助開始の審判を受けた者の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、補助又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請するこ

定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 (同上)

二 第四条第一項第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

三 (同上)

四 第五条第二号、第三号又は第六号に規定する者 同条各号に掲げる事項

五 第五条第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

2 成年被後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

(終了の登記)

第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 (同上)

3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができ

とができる。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 自己を補助開始の審判を受けた者又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 自己を補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

三 自己の配偶者又は四親等内の親族を補助開始の審判を受けた者又は任意後見契約の本人とする登記記録

四 自己を補助人、補助監督人又は任意後見監督人の職務代行者（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

五 自己を補助命令等の本人とする登記記録

六 (略)

七 自己の配偶者又は四親等内の親族を補助命令等の本人とする

登記記録

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる

る。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

五 自己を後見命令等の本人とする登記記録

六 (同上)

七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする

登記記録

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる

できる。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 補助人又は補助監督人 その補助開始の審判を受けた者を任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者又は任意後見人 その任意後見契約の本人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は他の任意後見契約の本人とする登記記録

四 民法第七条第一項の公正証書によって本人の指定した者又は任意後見契約第五条第一項の公正証書によって任意後見契約の本人の指定した者 その本人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 自己が補助開始の審判を受けた者又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録

二 自己が補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録

三 自己が任意後見受任者又は任意後見人である任意後見契約の

できる。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 成年後見人等又は成年後見監督人等 その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 その任意後見契約の本人を成年被後見人等又は後見命令等の本人とする登記記録

（新設）

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録

二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録

（新設）

本人を他の任意後見契約の本人とする閉鎖登記記録

四 自己が補助人、補助監督人又は任意後見監督人の職務代行者であつた閉鎖登記記録

五 自己が補助命令等の本人であつた閉鎖登記記録

六 (略)

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書₁の交付を請求することができる。

5 (略)

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者(家事事件手続法第百十六条の規定により登記を嘱託する者を除く。)

二・三 (略)

2 (略)

3 次に掲げる申立てをする者は、当該申立て時に、第一項の手数料を裁判所に納めなければならない。

一 補助に関する審判事件(家事事件手続法別表第一の一の項、

三 自己が成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者であつた閉鎖登記記録

四 自己が後見命令等の本人であつた閉鎖登記記録

五 (同上)

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 (同上)

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者

二・三 (同上)

2 (同上)

(新設)

<p>二の項、四の項から十二の項まで又は十四の項から十九の項までの事項についての審判事件に限る。)の申立て</p> <p>二 任意後見契約法に規定する審判事件(家事事件手続法別表第一の百十一の項、百十二の項、百十五の項から百十七の項まで又は百二十の項の事項についての審判事件に限る。)の申立て</p> <p>三 第一号に規定する審判事件(家事事件手続法別表第一の一の項、五の項、十五の項又は十八の項の事項についての審判事件に限る。)又は前号に規定する審判事件(同表の百十六の項又は百二十の項の事項についての審判事件に限る。)を本案とする保全処分についての審判事件の申立て</p> <p>4 前項の規定により納めなければならない手数料は、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)及び家事事件手続法の適用については、同項各号に掲げる申立ての手数料とみなす。</p> <p>5 第三項各号に掲げる申立てについてそれぞれ家事事件手続法第一百六条の規定による登記の嘱託がされることなく、同項各号に規定する審判事件が終了した場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、同項の規定により納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。</p> <p>6 民事訴訟費用等に関する法律第九条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による申立てについて準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(傍線部分は改正部分)

○ 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(第四条関係)
(現行規定は、第二百十一条、第二百十二条及び第二百十四条を除き、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るため
の関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)による改正後の規定)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 日本の裁判所の管轄権(第三条の二―第三条の十) 六)</p> <p>第二章(第九章 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 補助に関する審判事件(第百七十七条―第百四十四条) 一)</p> <p>第二節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(第百四十五條―第百四十七條)</p> <p>第三節 失踪の宣告に関する審判事件</p> <p>第一款 失踪の宣告の審判事件(第百四十八條)</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (同上)</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第一章の二 日本の裁判所の管轄権(第三条の二―第三条の十) 五)</p> <p>第二章(第九章 (同上)</p> <p>第二編 (同上)</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 成年後見に関する審判事件(第百七十七条―第百二十七條)</p> <p>第二節 保佐に関する審判事件(第百二十八條―第百三十五條)</p> <p>第三節 補助に関する審判事件(第百三十六條―第百四十四條)</p>

第二款	失踪の宣告の取消しの審判事件（第四百四十九条）
第四節	意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（第四百四十九条の二）
第五節	婚姻等に関する審判事件（第五百五十条—第五百五十八条）
第六節	親子に関する審判事件 第一款～第七款（略）
第七節	親権に関する審判事件（第六十七条—第七十五条）
第八節	未成年後見に関する審判事件（第七十六条—第八十一条）
第九節	扶養に関する審判事件（第八十二条—第八十七条）
第十節	推定相続人の廃除に関する審判事件（第八十八条—第八十九条）
第十一節	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指 定の審判事件（第九十条）
第十二節	相続財産の保存に関する処分の審判事件（第九十条の二）
第十三節～第二十七節	（略）

第四節	不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第四百四十五条—第四百四十七条）
第五節	失踪の宣告に関する審判事件 第一款 失踪の宣告の審判事件（第四百八条） 第二款 失踪の宣告の取消しの審判事件（第四百九条）
第六節	婚姻等に関する審判事件（第五百五十条—第五百五十八条）
第七節	親子に関する審判事件 第一款～第七款（同上）
第八節	親権に関する審判事件（第六十七条—第七十五条）
第九節	未成年後見に関する審判事件（第七十六条—第八十一条）
第十節	扶養に関する審判事件（第八十二条—第八十七条）
第十一節	推定相続人の廃除に関する審判事件（第八十八条—第八十九条）
第十二節	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指 定の審判事件（第九十条）
第十二節の二	相続財産の保存に関する処分の審判事件（第九十条の二）
第十三節～第二十七節	（同上）

第三編〜第五編 (略)

附則

(意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件の管轄権)

第三条の四 裁判所は、意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件(別表第一の五十七の二の項の事項についての審判事件をいう。第四百九十九条の二第一項において同じ。)について、その意思表示の相手方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第三条の五〜第三条の十一 (略)

(相続に関する審判事件の管轄権)

第三条の十二 (略)

2・3 (略)

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十五及び第九十一条第一項において同じ。)及び特別の寄与に関する処分の審判事件(同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十五及び第

第三編〜第五編 (同上)

附則

(新設)

第三条の四〜第三条の十 (同上)

(相続に関する審判事件の管轄権)

第三条の十一 (同上)

2・3 (同上)

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第九十一条第一項において同じ。)及び特別の寄与に関する処分の審判事件(同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第

二百十六条の二において同じ。)の申立てをすることができるかについて定めることができる。

5 (略)

第三条の十三、第三条の十六 (略)

第二章 (略)

(裁判官の除斥)

第十条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四、六 (略)

2 (略)

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以

二百十六条の二において同じ。)の申立てをすることができるかについて定めることができる。

5 (同上)

第三条の十二、第三条の十五 (同上)

第二章 (同上)

(裁判官の除斥)

第十条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一・二 (同上)

三 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四、六 (同上)

2 (同上)

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以

下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下「手続行為能力」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 補助開始の審判を受けた者(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。)
又は未成年後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の授權を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

3 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授權(特定補助人にあつては、補助監督人の同意)がなければならぬ。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授權を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(未成年者等の法定代理人)

下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 被保佐人、被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。)
又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がなければならぬ。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授權を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一〇三 (同上)

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)

第十八条 親権を行う者若しくは未成年後見人又は特定補助人は、
第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む）
又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は特定補助
人を付する処分の審判を受けた者が法定代理人によらずに自ら手
続行為をすることができるときは、未成年者又は特定補助
助人を付する処分の審判を受けた者を代理して手続行為をするこ
とができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（
明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を
行う者若しくは未成年後見人又は特定補助人が申立てをすること
ができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（
離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項につ
いての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定に
よりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

第十九条 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判
を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代
理権を行うことができない場合において、家事事件の手續が遅滞
することにより損害が生ずるときは、利害関係人の
申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2・3 （略）

4 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助

第十八条 親権を行う者又は後見人は、第一百八条（この法律の他
の規定において準用する場合を含む）又は第二百五十二条第一
項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらず
に自ら手続行為をすることができるときは、未成年者又
は成年被後見人を代理して手続行為をすることができ。ただし
、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第
八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が
申立てをすることができるときは、人事訴訟法第二条に規定する人
事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起すること
ができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その
他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含
む。）に限る。

（特別代理人）

第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代
理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場
合において、家事事件の手續が遅滞することにより損害が生ずる
おそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特
別代理人を選任することができる。

2・3 （同上）

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなけ

人と同一の授権がなければならない。

5 (略)

(即時抗告)

第一百十條 審判前の保全処分(第五條第二項の審判に代わる裁判を除く。次項において同じ。)の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。

一 第二百二十六條第一項、第二百五十八條第一項(第二百四十二條第三項において準用する場合を含む。)及び第二百條第一項の規定による財産の管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分

二 第二百二十七條第一項(同條第五項、第八十一條及び第二百二十五條第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十八條第一項、第六十六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)、第七十四條第一項(第二百四十二條第三項において準用する場合を含む。)、第七十五條第三項及び第二百十五條第一項の規定による職務代行者の選任の保全処分(略)

第一節 補助に関する審判事件

ればならない。

5 (同上)

(即時抗告)

第一百十條 審判前の保全処分(第五條第二項の審判に代わる裁判を除く。次項において同じ。)の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。

一 第二百二十六條第一項(第三十四條第一項及び第四百十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二百五十八條第一項(第二百四十二條第三項において準用する場合を含む。)及び第二百條第一項の規定による財産の管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分

二 第二百二十七條第一項(第三十五條、第四百四十四條、第八十一條及び第二百二十五條第一項において準用する場合を含む。)、第六十六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)、第七十四條第一項(第二百四十二條第三項において準用する場合を含む。)、第七十五條第三項及び第二百十五條第一項の規定による職務代行者の選任の保全処分(同上)

第一節 成年後見に関する審判事件

(管轄)

第一百七十七条 補助開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2| 補助に関する審判事件（別表第一の一の項から二十七の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百八十条 次に掲げる審判事件（第一号、第十三号、第十五号及び第十七号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、補助開始の審判を受ける者となるべき者（未成年者に限る。）及び補助開始の審判を受けた者（未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者に限る。）は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為をすること

(管轄)

第一百七十七条 後見開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2| 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の二の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百八十条 次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意が

につきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一 補助開始の審判事件

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判事件(別表第一の二の項の事項について
の審判事件をいう。)

三 補助人の同意に代わる許可の審判事件(別表第一の三の項の事項について
の審判事件をいう。)

四 特定補助人を付する処分
の審判の取消しの審判事件(別表第一の四の項の事項について
の審判事件をいう。)

五 特定補助人を付する処分
の審判事件(別表第一の五の項の事項について
の審判事件をいう。)

六 取り消すことのできる行為の定め
の審判事件(別表第一の六の項の事項について
の審判事件をいう。)

七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消しの審判事件(別表第一の七の項の事項について
の審判事件をいう。)

八 補助人に対する代理権の付与
の審判事件(別表第一の八の項の事項について
の審判事件をいう。)

九 補助開始の審判の取消し
の審判事件(別表第一の九の項の事項について
の審判事件をいう。)

十 取り消すことのできる行為の定め
の審判の取消しの審判事件(別表第一の十の項の事項について
の審判事件をいう。)

ない場合も、同様とする。

一 後見開始の審判事件

二 後見開始の審判の取消し
の審判事件(別表第一の二の項の事項について
の審判事件をいう。)

三 成年後見人の選任の審判事件(別表第一の三の項の事項について
の審判事件をいう。)

四 成年後見人の解任の審判事件(別表第一の五の項の事項について
の審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。)

五 成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の六の項の事項について
の審判事件をいう。)

六 成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の八の項の事項について
の審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。)

七 成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件(別表第一の十二の項の事項について
の審判事件をいう。)

八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する
信書便物(以下「郵便物等」という。)の配達
の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件(別表第一の十二の二の項の事項について
の審判事件をいう。第百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達
の嘱託等の審判事件」という。)

- 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の十一の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十二 補助人の選任の審判事件（別表第一の十二の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十三 補助人の解任の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十七条第一項において同じ。）
- 十四 補助監督人の選任の審判事件（別表第一の十六の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十五 補助監督人の解任の審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十七条第五項において同じ。）
- 十六 特定補助人を付する処分^一の審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の配達^二の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の二十三の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十四条において「特定補助人を付する処分^一の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達^二の嘱託等の審判事件」という。）
- 十七 補助の事務の監督の審判事件（別表第一の二十五の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十八条において同じ。）
- 九 成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分^一の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

〔精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定〕

第百十九条 家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

2 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、特定補助人を付する処分の審判をすることができない。ただし、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第十二条第三項の規定による特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

〔陳述及び意見の聴取〕

第百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号から第十四号までにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

〔精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取〕

第百十九条 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第十条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

〔陳述及び意見の聴取〕

第百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 補助開始の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者
- 二 補助人の同意を得なければならぬ行為の定め審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
- 四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第三項若しくは第四項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第二号において同じ。） 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人
- 五 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者
- 六 取り消すことのできる行為の定め審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者
- 七 補助人の同意を得なければならぬ行為の定め審判の取消しの審判（民法第十二条第二項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第五号において同じ。） 補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 八 補助人に対する代理権の付与の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 九 補助開始の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人

- 一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者
 - 二 後見開始の審判の取消しの審判（民法第十条の規定による場合に限る。） 成年被後見人及び成年後見人
 - 三 成年後見人又は成年後見監督人の選任の審判 成年被後見人となるべき者又は成年被後見人
 - 四 成年後見人の解任の審判 成年後見人
 - 五 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人
 - 六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の審判 成年被後見人
- 2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 成年後見人の選任の審判 成年後見人となるべき者
 - 二 成年後見監督人の選任の審判 成年後見監督人となるべき者

-
- 十 取り消すことのできる行為の定め、審判の取消しの審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人
- 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十二 補助人又は補助監督人の選任の審判 補助開始の審判を受けた者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 十三 補助人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十四 補助監督人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助監督人
- 十五 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者
- 2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人として付される者となるべき者又は補助人
- 二 補助人の選任の審判 補助人となるべき者
- 三 補助監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者
- 3 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる。
-

- 一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判
- 二 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判
- 三 特定補助人を付する処分の審判
- 四 取り消すことのできる行為の定め
の審判
- 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消しの審判
- 六 補助人に対する代理権の付与の審判
- 七 取り消すことのできる行為の定め
の審判の取消しの審判
- 八 補助人に対する代理権の付与の審判の取消
しの審判
- 九 補助人の選任の審判
- 十 補助人の解任の審判

(申立ての取下げの制限)

- 第二百一十一条 次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。
- 一 補助開始の申立て
 - 二 民法第八百七十六条の二第二項の規定による補助人の選任の申立て
 - 三 民法第八百七十六条の四の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百七十六条の二第三項の規定による補助人の選任の申立て

(申立ての取下げの制限)

- 第二百一十一条 次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。
- 一 後見開始の申立て
 - 二 民法第八百四十三条第二項の規定による成年後見人の選任の申立て
 - 三 民法第八百四十五条の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百四十三条第三項の規定による成年後見人の選任の申立て

(審判の告知等)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- 一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者
- 二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判 補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）
- 三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人
- 四 特定補助人を付する処分
の審判の取消しの審判 特定補助人及び補助監督人
- 五 特定補助人を付する処分
の審判 特定補助人として付される者となるべき者及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助監督人となるべき者）
- 六 取り消すことのできる行為の定め
の審判 特定補助人及び補助監督人（当該審判が特定補助人を付する処分
の審判又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、特定補助人として付される者となるべき者又は補助監督人となるべき者）
- 七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消

(審判の告知等)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

- 一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者
- 二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人
- 2| 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。
- 3| 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。
 - 一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一項の規定により成年被後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
 - 二 後見開始の審判の取消しの審判 成年被後見人及び成年被後見監督人
 - 三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変

- 八 補助人及び補助監督人 補助開始の審判を受け
た者及び補助監督人（当該審判が補助開始の審判又は補助監督
人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助開始の審
判を受ける者となるべき者又は補助監督人となるべき者）
- 九 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人
- 十 取り消すことのできる行為の定め、審判の取消しの審判 特
定補助人及び補助監督人
- 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 補助
開始の審判を受けた者及び補助監督人
- 十二 特定補助人を付する処分、審判を受けた者に宛てた郵便物
等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 特定補助人
- 2) 次の各号に掲げる審判の告知に係る書面が当該各号に定める者
に送付された場合において、その送付を受けた時にその者が手続
行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四条第一項及
び第二項、前項（第八号及び第十一号に係る部分に限る。）並び
に次条第二項の規定の適用については、その送付を受けた時にそ
の者に対して告知がされたものとみなす。
- 一 補助開始の審判（特定補助人を付する処分、審判と同時にさ
れる場合を除く。） 補助開始の審判を受ける者となるべき者
- 二 補助人の同意を得なければならぬ行為の定め、審判 補助
開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受け

-
- た者
- 三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助開始の審判を受けた者
- 四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第四項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第四項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。） 特定補助人を付する処分の審判を受けた者
- 五 補助人の同意を得なければならぬ行為の定められた審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者
- 六 補助人に対する代理権の付与の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 七 補助開始の審判の取消しの審判（民法第十二条第二項若しくは第六項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第二項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。） 補助開始の審判を受けた者
- 八 取り消すことのできる行為の定められた審判の取消しの審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者
- 九 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者
- 3 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては
-

、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

4| 次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならぬ。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

- 一| 補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。） 補助開始の審判を受ける者となるべき者
- 二| 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者
- 三| 取り消すことのできる行為の定められた審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者
- 四| 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者

（即時抗告）

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号、第五号及び第七号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

- 一| 補助開始の審判 民法第七条第一項及び任意後見契約に関する

（即時抗告）

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

- 一| 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二

- る法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十四条第二項に規定する者
- 二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人
 - 三 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人
 - 四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十二条第三項又は第四項に規定する者
 - 五 特定補助人を付する処分の審判 民法第十条第一項に規定する者
 - 六 特定補助人を付する処分の審判の申立てを却下する審判 申立人
 - 七 取り消すことのできる行為の定め審判 民法第十条第三項に規定する者
 - 八 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十二条第一項に規定する者
 - 九 補助人の解任の審判（民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。） 補助人
 - 十 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族
 - 十一 補助監督人の解任の審判（民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。） 補助監督人
 - 十二 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに

- 項に規定する者
- 二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人
 - 三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者
 - 四 成年後見人の解任の審判 成年後見人
 - 五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族
 - 六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人
 - 七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族
 - 八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族
 - 九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人
 - 十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人
 - 十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人
 - 十二 審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるとき

補助開始の審判を受けた者及びその親族

十三 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及びその親族

十四 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 特定補助人

十五 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十六 補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

2| 審判の告知を受ける者でない者及び補助開始の審判を受ける者となるべき者による補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合を除く。）に対する即時抗告の期間は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

3| 審判の告知を受ける者でない者による次の各号に掲げる審判に対する即時抗告の期間は、当該各号に定める者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

は、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

一 補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。） 民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者

二 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人として付される者

三 取り消すことのできる行為の定め
の審判 特定補助人（当該審判が特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合）
については、特定補助人として付される者

（削る）

（陳述の聴取の例外）

第二百二十四条 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の仕事を行う者の陳述を聴くことを要しない。

（陳述の聴取の例外）

第二百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達
の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六
条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）に
かかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の仕事を行う者の陳述を
聴くことを要しない。

（成年後見の事務の監督）

第二百二十四条 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができ

(補助の事務の監督)

第二百二十五条 家庭裁判所は、適当な者に、補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2| 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3| 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4| 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。

る。

3| 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4| 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。

(管理者の改任等)

第二百二十五条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分^一の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2| 家庭裁判所は、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分^一の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3| 前項の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

4| 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5| 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱

託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6| 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7| 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、成年被後見人、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分を取消しの審判をしなければならない。

(補助開始の審判事件を本案とする保全処分)

第二百二十六条 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、補助開始の申立てがあつた場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

2| 家庭裁判所は、補助開始及び補助人の同意を得なければならぬ

(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)

第二百二十六条 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

2| 家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは

い行為の定め申立てがあつた場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産上の行為（民法第九条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない行為の定め申立てに係るものに限る。第十一項において同じ。）につき、前項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の補助を受けることを命ずることができる。

3| 家庭裁判所は、補助開始及び特定補助人を付する処分の審判の申立てがあつた場合において、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の民法第九条第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。第十二項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けることを命ずることができる。

4| 家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができなるときは、第七百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、第

、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

3| 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができなるときは、第七百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、前項の規定による審判（次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

4| 後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

5| 後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

6| 審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

7| 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限

二項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）又は前項の規定による審判（以下この条において「特定補助命令の審判」という。）をすることができる。

5| 補助命令の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

6| 補助命令の審判の告知に係る書面が補助開始の審判を受ける者となるべき者に送付された場合において、その送付を受けた時にその者が手続行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四条第一項及び第二項並びにこの条第九項の規定の適用については、その送付を受けた時にその者に告知がされたものとみなす。

7| 特定補助命令の審判は、財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

8| 特定補助命令の審判は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

9| 審判の告知を受ける者でない者及び補助開始の審判を受ける者となるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が第五項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

10| 審判の告知を受ける者でない者による特定補助命令の審判に対

行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

8| 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

する即時抗告の期間は、財産の管理者が第七項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

11 補助命令の審判があつたときは、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。

12 特定補助命令の審判があつたときは、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者がした民法第九条第二項各号に掲げる行為を取り消すことができる。

13 前二項の場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

14 家庭裁判所は、いつでも財産の管理者を改任することができる。

15 家庭裁判所は、財産の管理者（前項の規定により改任された者を含む。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることがができる。

16 前項の報告及び計算に要する費用は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の中から支弁する。

17 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

18 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

19 民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）、第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第二百二十七条 家庭裁判所は、補助人の解任の審判事件が係属している場合において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による補助人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される補助人、他の補助人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、補助開始の審判を受けた者の財

（成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第二百二十七条 家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定に

産の中から、相当な報酬を与えることができる。

- 5| 前各項の規定は、補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

(削る)

(補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分)

- 第二百二十八条 家庭裁判所は、補助の事務の監督の審判事件が係属している場合（代理権の付与の審判を受けた補助人に財産の目録の提出を命じた場合に限る。）において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助の事務の監督の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人が財産の目録を提出するまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

- 2| 前条第二項から第四項までの規定は、補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二百二十九条から第四百四十四条まで 削除

より改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

- 5| 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

(管轄)

- 第二百二十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

- 2| 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

- 第二百二十九条 第十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人

-
- について準用する。
- 一 保佐開始の審判事件
 - 二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 三 保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 四 保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の二十の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 五 保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消しの審判事件（別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 六 保佐人の選任の審判事件（別表第一の二十二の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 七 保佐人の解任の審判事件（別表第一の二十四の項の事項についての審判事件をいう。第百三十五条において同じ。）
 - 八 保佐監督人の選任の審判事件（別表第一の二十六の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 九 保佐監督人の解任の審判事件（別表第一の二十八の項の事項についての審判事件をいう。第百三十五条において同じ。）
 - 十 保佐人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。）
 - 十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（
-

別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。)

十二 保佐の事務の監督の審判事件(別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。)

(陳述及び意見の聴取)

第三百三十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

- 一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者
 - 二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - 三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人
 - 四 保佐開始の審判の取消しの審判(民法第十四条第一項の規定による場合に限る。) 被保佐人及び保佐人
 - 五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - 六 保佐人の解任の審判 保佐人
 - 七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人
- 2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 保佐人の選任の審判 保佐人となるべき者
 - 二 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人となるべき者

(審判の告知)

第三百三十一条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- 一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
- 二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判 保佐人及び保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者
- 三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人
- 四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
- 五 保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
- 六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人
（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合に
あつては、保佐監督人となるべき者）
- 七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被保佐
人及び保佐監督人

(即時抗告)

第三百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号及び第四号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 保佐開始の審判 民法第十一条本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条第一項に規定する者

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐人の解任の申立てを却下する審判 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族

八 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被保佐人及びその親族

2 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者が審判の告知を受けた日のう

ち最も遅い日から進行する。

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第百三十三条 第百十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取について、第百二十一条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。

(保佐開始の審判事件を本案とする保全処分)

第百三十四条 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については、第百二十六条第一項の規定を準用する。

2 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、保佐開始の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為(民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。)につき、前項において準用する第百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者」という。)の保佐を受けることを命ずることができる。

3 前項の規定による審判(次項及び第五項において「保佐命令の

審判」という。)は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第二百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被保佐人となるべき者」と読み替えるものとする。

(保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第三百三十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、保佐人の解任の審判事件又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

(削る)

第三節 補助に関する審判事件

(管轄)

第百三十六條 補助開始の審判事件（別表第一の三十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2| 補助に関する審判事件（別表第一の三十六の項から五十四の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百三十七條 第百十八條の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被補助人となるべき者及び被補助人について準用する。

一 補助開始の審判事件

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判事件（別表第一の三十七の項の事項についての審判事件をいう。）

三 補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三十八の

-
- 項の事項についての審判事件をいう。)
- 四 補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。）
- 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め^の審判の取消しの審判事件（別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。）
- 六 補助人の選任の審判事件（別表第一の四十一の項の事項についての審判事件をいう。）
- 七 補助人の解任の審判事件（別表第一の四十三の項の事項についての審判事件をいう。第四百四十四条において同じ。）
- 八 補助監督人の選任の審判事件（別表第一の四十五の項の事項についての審判事件をいう。）
- 九 補助監督人の解任の審判事件（別表第一の四十七の項の事項についての審判事件をいう。第四百四十四条において同じ。）
- 十 補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の五十一の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の五十二の項の事項についての審判事件をいう。）
- 十二 補助の事務の監督の審判事件（別表第一の五十三の項の事項についての審判事件をいう。）

（精神の状況に関する意見の聴取）

第三百二十八条 家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

第三百二十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第三号及び第四号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

- 一 補助開始の審判 被補助人となるべき者
- 二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
- 三 補助開始の審判の取消しの審判(民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。) 被補助人及び補助人
- 四 補助人又は補助監督人の選任の審判 被補助人となるべき者又は被補助人
- 五 補助人の解任の審判 補助人
- 六 補助監督人の解任の審判 補助監督人
- 2) 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
 - 一 補助人の選任の審判 補助人となるべき者
 - 二 補助監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者

(審判の告知)

第四百十條 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判 補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人

四 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人

五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消し 補助人及び補助監督人

六 補助人に対する代理権の付与の審判 被補助人及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助監督人となるべき者）

七 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人

（即時抗告）

第四百十一條 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定め

る者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができ。

一 補助開始の審判 民法第十五条第一項本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十

八条第一項に規定する者

四 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族

七 補助監督人の解任の審判 補助監督人

八 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被補助人及びその親族

2 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人を選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

第百四十二条 第二百一十一条の規定は補助開始の申立ての取下げ及

び補助人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

(補助開始の審判事件を本案とする保全処分)

第四百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

2| 家庭裁判所（第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定め
の申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の
保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立て
により、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの
間、被補助人となるべき者の財産上の行為（民法第十三条第一項
に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない
行為の定め
の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）
につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定によ
り選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管
理者」という。）の補助を受けることを命ずることができる。

3| 前項の規定による審判（次項及び第五項において「補助命令の
審判」という。）は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財
産の管理者に告知しなければならない。

4| 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者によ
る補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべ

5] 補助命令の審判があつたときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6] 第二百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被補助人となるべき者」と読み替えるものとする。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第四百四十四条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、補助人の解任の審判事件又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第二節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件

第三節 失踪の宣告に関する審判事件

第四節 意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件

(新設)

第四百九条の二 意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件は、その意思表示の相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(新設)

2| 家庭裁判所は、いつでも、意思表示の受領の特別代理人を改任することができる。

3| 意思表示の受領の特別代理人の選任の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として家庭裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4| 家庭裁判所は、前項の規定により予納された額の中から、相당한報酬を意思表示の受領の特別代理人に与えることができる。

5| 意思表示の受領の特別代理人の選任又はその取消しの申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

6| 民法第六百四十四条の規定は、意思表示の受領の特別代理人について準用する。

第五節 婚姻等に関する審判事件

第六節 婚姻等に関する審判事件

(夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案と

(夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案と

する保全処分)

第百五十八条 (略)

2 (略)

3 第百二十六条第十四項から第十九項までの規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、同条第十六項中「補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産」とあるのは、「管理に係る財産」と読み替えるものとする。

第六節 親子に関する審判事件

第百六十一条 (略)

2 (略)

3 家庭裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。ただし、養子となるべき者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一・二 (略)

4 (略)

(特別養子適格の確認の審判事件)

第百六十四条の二 (略)

する保全処分)

第百五十八条 (同上)

2 (同上)

3 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「管理に係る財産」と読み替えるものとする。

第七節 親子に関する審判事件

第百六十一条 (同上)

2 (同上)

3 家庭裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。ただし、養子となるべき者については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一・二 (同上)

4 (同上)

(特別養子適格の確認の審判事件)

第百六十四条の二 (同上)

25 (略)

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一三 (略)

四 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の未成年後見人又は特定補助人

714 (略)

(特別養子縁組の離縁の審判事件)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第一号から第三号までに掲げる者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一三 (略)

四 養子に対し親権を行う者(第二号に掲げる者を除く。)及び養子の未成年後見人又は特定補助人

五 養親の特定補助人

25 (同上)

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一三 (同上)

四 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

714 (同上)

(特別養子縁組の離縁の審判事件)

第六十五条 (同上)

2 (同上)

3 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第一号から第三号までに掲げる者の陳述の聴取は、審問の期日においてなければならない。

一三 (同上)

四 養子に対し親権を行う者(第二号に掲げる者を除く。)及び養子の後見人

五 養親の後見人

六 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の未成年後見人又は特定補助人

4 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。

一 (略)

二 養子に対し親権を行う者及び養子の未成年後見人又は特定補助人

三 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の未成年後見人又は特定補助人

5・6 (略)

7 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第一号にあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子縁組の離縁の審判 養子、養親、養子の実父母、養子に対し親権を行う者で養親でないもの、養子の未成年後見人又は特定補助人、養親の特定補助人、養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の未成年後見人又は特定補助人

二 (略)

8 (略)

第七節 親権に関する審判事件

六 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

4 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。

一 (同上)

二 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

三 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

5・6 (同上)

7 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第一号にあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子縁組の離縁の審判 養子、養親、養子の実父母、養子に対し親権を行う者で養親でないもの、養子の後見人、養親の後見人、養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人

二 (同上)

8 (同上)

第八節 親権に関する審判事件

(手続行為能力)

第百六十八条 第百十八条の規定は、次の各号に掲げる審判事件（第三号、第七号及び第八号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における当該各号に定める者について準用する。

一 (略)

二 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の六十六の項の事項についての審判事件をいう。第百七十三条第一項及び第二項において同じ。） 子
三〇八 (略)

(管理者の改任等)

第百七十三条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2 家庭裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、子の財産の中から支弁する。

(手続行為能力)

第百六十八条 第百十八条の規定は、次の各号に掲げる審判事件（第三号、第七号及び第八号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における当該各号に定める者について準用する。

一 (同上)

二 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の六十六の項の事項についての審判事件をいう。第百七十三条において同じ。） 子
三〇八 (同上)

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第百七十三条 第百二十五条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。

4| 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5| 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならぬ。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6| 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7| 家庭裁判所は、子が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、子、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならぬ。

第八節 未成年後見に関する審判事件

1| (補助に関する審判事件及び親権に関する審判事件の規定の準用)

第八十条 第二百一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十五条の規定は未成年後見の事務の監督について、第七十三条の規定は第三者が未成年被後見人に与え

第九節 未成年後見に関する審判事件

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第八十条 第二百一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、第二百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与え

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第二百二十一条第二号中「第八百七十六条の二第二項の規定による補助人」とあるのは「第八百四十条第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第八百七十六条の二第三項の規定による補助人」とあるのは「第八百四十条第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第八十九条 (略)

2 第七十三条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「子の財産」とあるのは「遺産」と読み替えるものとする。

3 (略)

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第二百二十一条第二号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第八百四十三条第三項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第十節 扶養に関する審判事件

第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第八十九条 (同上)

2 第二百五条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは「遺産」と読み替えるものとする。

3 (同上)

第十一節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の
指定の審判事件

第十二節 相続財産の保存に関する処分の審判事件

第九十条の二 (略)

2 第四百四十六条の二、第四百四十七条及び第七十三条第一項から第六項までの規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「子の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(遺産の換価を命ずる裁判)

第九十四条 (略)

2～7 (略)

8 第七十三条の規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第七十三条第三項中「子の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の
指定の審判事件

第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件

第九十条の二 (同上)

2 第二百五条第一項から第六項まで、第四百四十六条の二及び第四百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第二百五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(遺産の換価を命ずる裁判)

第九十四条 (同上)

2～7 (同上)

8 第二百五条の規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第二百条 (略)

2・3 (略)

4 第二百二十六条第十四項から第十九項までの規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、同条第十六項中「補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第二百二条 (略)

2 (略)

3 第七十三条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に關する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「子の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判をする場合には、民法第九百五十二条第一項の規定により選任し、又は第二百八条において準用する第七十三条第一項の規定により改任した相続財産の清算人(次条及び第二百七条において単に「相続財産の清算人」という。)の意見

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第二百条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第二百二条 (同上)

2 (同上)

3 第七十五条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に關する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判をする場合には、民法第九百五十二条第一項の規定により選任し、又は第二百八条において準用する第七十五条第一項の規定により改任した相続財産の清算人(次条及び第二百七条において単に「相続財産の清算人」という。)の意見

を聴かなければならない。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百七十三条の規定は、相続人の不在の場合における相続財産の清算に関する処分^のの審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「子の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(調書の作成)

第二十一条 裁判所書記官は、遺言書等(民法第千四条第一項に規定する遺言書等をいう。次条において同じ。)の検認について、調書を作成しなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第十二条 遺言の確認又は遺言書等の検認の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(即時抗告)

第二十四条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 (略)

を聴かなければならない。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百二十五条の規定は、相続人の不在の場合における相続財産の清算に関する処分^のの審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(調書の作成)

第二十一条 裁判所書記官は、遺言書の検認について、調書を作成しなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第十二条 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(即時抗告)

第二十四条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 (同上)

二 遺言の確認の申立てを却下する審判 遺言に立ち会った証人
民法第九百七十九條の二第一項第二号の規定による送信を受
けた者及び利害關係人

三〇八 (略)

(管轄)

第二百七條 任意後見開始の審判事件(別表第一の百十一の項の
事項についての審判事件をいう。次項及び次條第一号において同
じ。)は、任意後見契約法第二條第二号の本人(以下この節にお
いて単に「本人」という。)の住所地を管轄する家庭裁判所の管
轄に属する。

2 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項か
ら百二十一の項までの事項についての審判事件をいう。)は、任
意後見開始の審判事件を除き、任意後見開始の審判をした家庭裁
判所(抗告裁判所が任意後見開始の審判をした場合にあつては、
その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、
任意後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、そ
の家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

二 遺言の確認の申立てを却下する審判 遺言に立ち会った証人
及び利害關係人

三〇八 (同上)

(管轄)

第二百七條 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監
督人の選任の審判事件(別表第一の百十一の項の事項についての
審判事件をいう。次項及び次條において同じ。)は、任意後見契
約法第二條第二号の本人(以下この節において単に「本人」とい
う。)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項か
ら百二十一の項までの事項についての審判事件をいう。)は、任
意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審
判事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見
監督人の選任の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が当該任意後
見監督人を選任した場合にあつては、その第一審裁判所である家
庭裁判所)の管轄に属する。ただし、任意後見契約の効力を発生
させるための任意後見監督人の選任の審判事件が家庭裁判所に係
属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第二百十八条 第一百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における本人について準用する。

- 一 任意後見開始の審判事件
- 二 任意後見監督人の選任の審判事件（別表第一の百十二の項の事項についての審判事件をいう。）
- 三 任意後見監督人の解任の審判事件（別表第一の百十六の項の事項についての審判事件をいう。第二百五条第一項において同じ。）
- 四 任意後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の百十九の項の事項についての審判事件をいう。）
- 五 任意後見人の解任の審判事件（別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。第二百五条第二項において同じ。）
- 六 任意後見契約の解除についての許可の審判事件（別表第一の百二十一の項の事項についての審判事件をいう。）

（精神の状況に関する意見の聴取）

第二百十九条 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、任意後見開始の審判をすることができない。

第二百十八条 第一百十八条の規定は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件における本人について準用する。

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

（精神の状況に関する意見の聴取）

第二百十九条 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の精神上の理由により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 任意後見開始の審判 本人
- 二 任意後見監督人の選任の審判 本人
- 三 任意後見監督人の解任の審判 本人及び任意後見監督人
- 四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人
- 五 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

2| 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

- 一 任意後見開始の審判 任意後見受任者
- 二 任意後見監督人の選任の審判 任意後見監督人となるべき者(削る)

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の心身の障害により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判並びに任意後見監督人が欠けた場合及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判 本人
- 二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人
- 三 任意後見人の解任の審判 任意後見人
- 四 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

2| 家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならない。

3| 家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。

(申立ての取下げの制限)

第二百二十一条 任意後見開始及び任意後見契約法第七条第二項の規定による任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

(削る)

(削る)

一・二 (略)

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。)は、即

(申立ての取下げの制限)

第二百二十一条 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後見受任者

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあつては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあつては保佐人及び保佐監督人並びに補助開始の審判の取消しの審判にあつては補助人及び補助監督人

三・四 (同上)

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。)は、即

時抗告をすることができる。

一 任意後見開始の申立てを却下する審判 申立人

二 任意後見監督人の解任の審判（任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。） 任意後見監督人

三・四 （略）

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、任意後見監督人、本人及びその親族、補助人並びに補助監督人

六・七 （略）

（任意後見人等の事務の調査）

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見人又は任意後見監督人の事務を調査させることができる。

（任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第二百二十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。この場合にお

時抗告をすることができる。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三・四 （同上）

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、任意後見監督人並びに本人及びその親族

六・七 （同上）

（任意後見監督人の事務の調査）

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

（任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第二百二十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件（別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。）を本案とする保全処分について準用する。

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件（別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をい

いて、同条第一項中「停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (略)

2 (略)

3 第一百八条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人について準用する。

4 家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、被保護者（十五歳以上のものに限る。）、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人の陳述を聴かなければならない。

5 施設への入所等についての許可の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人に告知しなければならぬ。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対し親権

う。)を本案とする保全処分について準用する。この場合において、同条第一項中「停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (同上)

2 (同上)

3 第一百八条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人について準用する。

4 家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、被保護者（十五歳以上のものに限る。）、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人の陳述を聴かなければならない。

5 施設への入所等についての許可の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならぬ。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対し親権

を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人

二・三 (略)

(手続行為能力)

第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件（第一号及び第二号にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。）において、当該各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一〇六 (略)

2 親権を行う者、未成年後見人又は特定補助人は、第十八条の規定にかかわらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件（同項第一号の調停事件にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。）においては、当該各号に定める者に代理して第二百六十八条第一項の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾及び第二百八十六条第八項の共同の申出をすることができない。離婚についての調停事件における夫及び妻の特定補助人並びに離縁についての調停事件における養親の特定補助人、養子（十五歳以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対し

を行う者及び被保護者の後見人

二・三 (同上)

(手続行為能力)

第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件（第一号及び第二号にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。）において、当該各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一〇六 (同上)

2 親権を行う者又は後見人は、第十八条の規定にかかわらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件（同項第一号の調停事件にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。）においては、当該各号に定める者に代理して第二百六十八条第一項の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾及び第二百八十六条第八項の共同の申出をすることができない。離婚についての調停事件における夫及び妻の後見人並びに離縁についての調停事件における養親の後見人、養子（十五歳以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対し親権を行う者及び養子の後見

親権を行う者及び養子の未成年後見人又は特定補助人についても、同様とする。

別表第一（第三条の二―第三条の十二、第三十八条、第三十九条、第一百六条―第一百八条、第一百四十八条、第五十条、第六十条、第六十八条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条―第二十八号、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
補助		
一	補助開始	民法第七条第一項
二	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第九条第一項
三	補助人の同意に代わる許可	民法第九条第四項
四	特定補助人を付する処分 の審判の取消し	民法第九条第六項、第十二条第三項及び第四項並びに第八百七十六条の二十一第二項

人についても、同様とする。

別表第一（第三条の二―第三条の十一、第三十八条、第三十九条、第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三十六号、第三十七号、第四十八条、第五十条、第六十条、第六十八条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百六条、第二十七号、第七条、第二百二十五条―第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十条―第二百四十四条関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
成年後見		
一	後見開始	民法第七条
二	後見開始の審判の取消し	民法第十条及び同法第十九条第二項において準用する同条第一項
三	成年後見人の選任	民法第八百四十三条第一項から第三項まで
四	成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十四条
五	成年後見人の解任	民法第八百四十六条

五	特定補助人を付する処分	民法第十条第一項
六	取り消すことのできる行為の定め	民法第十条第三項
七	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め 審判の取消し	民法第十条第四項、第十二条第二項及び第八百七十六条の二十一第二項
八	補助人に対する代理権の付与	民法第十一条第一項
九	補助開始の審判の取消し	民法第十二条第一項及び第六項並びに第八百七十六条の二十一第二項
十	取り消すことのできる行為の定め 審判の取消し	民法第十二条第四項及び第八百七十六条の二十一第二項
十一	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第十二条第五項及び第八百七十六条の二十一第二項
十二	補助人の選任	民法第八百七十六条の二第一項から第三項まで
十三	特定補助人とする定め	民法第八百七十六条の二第五項

六	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条
七	成年後見監督人の辞任についての許可	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十四条
八	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条
九	成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三条第一項ただし書（同法第八百五十六条において準用する場合を含む。）
十	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
十一	成年後見人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百五十九条の三（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
十二	成年被後見人に関する特	民法第八百六十条において

十四	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三
十五	補助人の解任	民法第八百七十六条の五
十六	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の七
十七	補助監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の十 において準用する同法第八百七十六条の三
十八	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の十 において準用する同法第八百七十六条の五
十九	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の十 第二項及び第二項（これらの規定を同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十	補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の十 三（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十一	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の十 四

十二の二	成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百六十条の二第二項、第三項及び第四項
十三	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第八百六十二条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
十四	成年後見の事務の監督	民法第八百六十三条
十五	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から第四項まで
十六	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十条ただし書
十六の二	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行	民法第八百七十三条の二ただし書

二十二	補助に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百七十六条の十 五第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）
二十三	特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百七十六条の十六第一項、第三項及び第四項
二十四	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の十九（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）
二十五	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の二十
二十六	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の二十三ただし書
二十七	補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の	民法第八百七十六条の二十六第一項及び第二項ただし書

二十三	保佐人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の二十二項において準用する第二項
二十二	保佐人の選任	民法第八百七十六条の二十
二十一	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め、審判の取消し	民法第十四条第二項
二十	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
十九	保佐人の同意に代わる許可	民法第十三条第三項
十八	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十三条第二項
十七	保佐開始	民法第十一条
保佐	為についての許可	

<p>保存に必要な行為についての許可</p>	<p>二十八から五十四まで</p>

<p>二十四</p>	<p>保佐人の解任</p>	<p>同法第八百四十四条 民法第八百七十六条の第二項において準用する同法第八百四十六条</p>
<p>二十五</p>	<p>臨時保佐人の選任</p>	<p>民法第八百七十六条の第二項 民法第八百七十六条の第三項</p>
<p>二十六</p>	<p>保佐監督人の選任</p>	<p>民法第八百七十六条の第三項</p>
<p>二十七</p>	<p>保佐監督人の辞任についての許可</p>	<p>民法第八百七十六条の第三項において準用する同法第八百四十四条</p>
<p>二十八</p>	<p>保佐監督人の解任</p>	<p>民法第八百七十六条の第三項において準用する同法第八百四十六条</p>
<p>二十九</p>	<p>保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し</p>	<p>民法第八百七十六条の第三項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び第二項</p>
<p>三十</p>	<p>被保佐人の居住用不動産の処分についての許可</p>	<p>民法第八百七十六条の第三項及び第八百七十六条</p>

三十六	補助		三十一		三十二		三十三		三十四		三十五	
補助開始			保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与		保佐人に対する代理権の付与		保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し		保佐の事務の監督		保佐に関する管理の計算の期間の伸長	
民法第十五条第一項			条の三		民法第八百七十六条の四第一項		民法第八百七十六条の四第三項		民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百六十三条		民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法第八百七十条ただし書	

三十七	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十七条第一項
三十八	可 補助人の同意に代わる許可	民法第十七条第三項
三十九	補助開始の審判の取消し	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
四十	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め 審判の取消し	民法第十八条第二項
四十一	補助人の選任	民法第八百七十六条の七第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
四十二	許可 補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八百四十四条
四十三	補助人の解任	民法第八百七十六条の七

四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	
被補助人の居住用不動産の処分についての許可	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	補助監督人の解任	補助監督人の辞任についての許可	補助監督人の選任	臨時補助人の選任	
民法第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する同法第八百五十九	民法第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する同法第八百五十九條の二第一項及び第二項	民法第八百七十六條の八第二項において準用する同法第八百四十六條	民法第八百七十六條の八第二項において準用する同法第八百四十四條	民法第八百七十六條の八第一項	民法第八百七十六條の七第三項	第二項において準用する同法第八百四十六條

失踪の宣告	(略)	

失踪の宣告	(同上)	五十	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十二条
		五十一	補助人に対する代理権の付与	民法第八百七十六条の九第一項
		五十二	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の九第二項において準用する同法第八百七十六条の四第三項
		五十三	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十三条
		五十四	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の十第二項において準用する同法第八百七十条ただし書

		(略)		意思表示の受領の特別代理人	
百二	(略)	遺言の確認	七十八	六十一	五十七
			未成年後見人又は未成年 後見監督人の権限の行使 についての定め及びその 取消し	養子縁組をするについて の許可	意思表示の受領の特別代 理人の選任及びその取消 し
	(略)		民法第八百五十八条第二 項から第四項まで（これ らの規定を同法第八百五 十二条において準用する 場合を含む。）	民法第七百九十四条第一 項（同条第二項において 準用する場合を含む。） 及び第七百九十八条	民法第九十八条の三第一 項及び第四項
	(略)		民法第九百七十六条第四 項（同法第九百七十六条 の二第六項において準用 する場合を含む。）、第		

		(同上)		(新設)		(同上)	
百二	(同上)	遺言の確認	七十八	六十一	(新設)	(新設)	
			未成年後見人又は未成年 後見監督人の権限の行使 についての定め及びその 取消し	養子縁組をするについて の許可			
	(同上)		民法第八百五十七条の二 第二項から第四項まで（ これらの規定を同法第八 百五十二条において準用 する場合を含む。）	民法第七百九十四条及び 第七百九十八条		(新設)	
	(同上)		民法第九百七十六条第四 項及び第九百七十九条第 三項				

百十七	任意後見監督人の権限の	任意後見契約法第十条第
百十六	任意後見監督人の解任	任意後見契約法第十条第
百十五	任意後見監督人の辞任に ついての許可	四項において準用する民 法第八百七十六条の五
百十四	任意後見監督人の職務に 関する処分	任意後見契約法第十条第 三項
百十三	削除	任意後見契約法第十条第 三項
百十二	任意後見監督人の選任	任意後見契約法第七条第 一項から第三項まで
百十一	任意後見開始	任意後見契約法第五条第 一項
(略)		
百三	遺言書等の検認	民法第千四条第一項
		九百七十九条第三項及び 第九百七十九条の二第五 項

百十六	任意後見監督人の辞任に ついての許可	任意後見契約法第七条第 四項において準用する民 法第八百四十四条
百十五	任意後見監督人の職務に 関する処分	任意後見契約法第七条第 三項
百十四	後見開始の審判等の取消 し	任意後見契約法第四条第 二項
百十三	任意後見監督人を更に選 任する場合における任意 後見監督人の選任	任意後見契約法第四条第 五項
百十二	任意後見監督人が欠けた 場合における任意後見監 督人の選任	任意後見契約法第四条第 四項
百十一	任意後見契約の効力を発 生させるための任意後見 監督人の選任	任意後見契約法第四条第 一項
(同上)		
百三	遺言書の検認	民法第千四条第一項

、第二百七十二條、第二百八十六條、第二百八十七條、附則第五
條關係)

(略)	項	根拠となる法律の規定
	事項	

第二百七十二條、第二百八十六條、第二百八十七條、附則第五
條關係)

(同上)	項	根拠となる法律の規定
	事項	

○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれら出張所を含む。第三条第一項において同じ。）における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自筆証書遺言書 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によつてした遺言に係る遺言書をいう。</p> <p>二 保管証書遺言書 民法第九百六十八条の二の保管証書によつてする遺言に係る遺言書をいう。</p> <p>三 書面保管証書遺言書 保管証書遺言書のうち、書面をもつて作成されたものをいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれら出張所を含む。次条第一項において同じ。）における遺言書（民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によつてした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。</p> <p>（新設）</p>

四 電子保管証書遺言書 保管証書遺言書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条第一項及び第十八条第一項において同じ。）をもつて作成されたものをいう。

五 特定遺言書保管所 遺言書保管所（次条第一項に規定する遺言書保管所をいう。以下この号において同じ。）に遺言書（自筆証書遺言書又は保管証書遺言書をいう。以下同じ。）が保管されている場合における当該遺言書保管所（電子保管証書遺言書が保管されている場合にあつては、当該電子保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所）をいう。

第三条・第四条 （略）

（遺言書保管官の除斥）

第五条 遺言書保管官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による保管証書遺言書の保管の申請又は第十四条第一項の規定による保管証書遺言書の保管の申請の撤回に係る職務を行うことができない。

一 当該遺言書保管官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。）が当該申請又は当該撤回に係る申請人であるとき。

第二条・第三条 （同上）

（新設）

二 当該遺言書保管官が推定相続人（民法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。第十七条第一項第二号ハにおいて同じ。）若しくは受遺者又はその配偶者若しくは直系血族であるとき（前号に該当するときを除く。）。

（自筆証書遺言書の保管の申請）

第六条 遺言者は、遺言書保管官に対し、自筆証書遺言書の保管の申請をすることができる。

2 前項の自筆証書遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならない。

3 第一項の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあつては、当該他の遺言書に係る特定遺言書保管所）の遺言書保管官に対してしなければならない。

4 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、自筆証書遺言書及び次に掲げる事項に係る情報（次項において「申請情報」という。）を遺言書保管官に提供しなければならない。

一 自筆証書遺言書に記載されている作成の年月日

二 (略)

三 自筆証書遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏

（遺言書の保管の申請）

第四条 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができる。

2 前項の遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならない。

3 第一項の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあつては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所）の遺言書保管官に対してしなければならない。

4 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければならない。

一 遺言書に記載されている作成の年月日

二 (同上)

三 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名

名又は名称及び住所

イ・ロ (略)

四 (略)

5| 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その申請情報と併せて、前項第二号に掲げる事項を証する情報その他法務省令で定める情報を提供しなければならない。

(削る)

(保管証書遺言書の保管の申請)

第七条 保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしなければならない。

2| 前項の保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない。

3| 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言書及び次に掲げる事項に係る情報（次項において「申請情報」という。）を遺言書保管官に提供しなければならない。

一 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

二 保管証書遺言書に次に掲げる者の記載又は記録があるときは

称及び住所

イ・ロ (同上)

四 (同上)

5| 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

6| 遺言者が第一項の申請をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。

(新設)

、その氏名又は名称及び住所

イ 受遺者

ロ 民法第一千六条第一項の規定により指定された遺言執行者

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その申請情報と併せて、前項第一号に掲げる事項を証する情報その他法務省令で定める情報を提供しなければならない。

5 遺言書保管官は、第一項の申請があつた場合には、申請人に、民法第九百六十八条の二第一項第二号の口述（当該口述に代えてする同法第九百六十八条の三第一項の規定による通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下この条において同じ。）をさせるものとする。ただし、同法第九百六十八条の三第二項の法務省令で定める措置を講ずるときは、同項の目録については、この限りでない。

6 第一項の申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及び民法第九百六十八条の二第一項第二号の口述の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

7 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を

相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ
とができる方法によって、民法第九百六十八条の二第一項第二号
の口述をさせることができる。

8| 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を
相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保
管官及び立会人である医師が映像と音声の送受信により相手の状
態を相互に認識しながら通話をするこ
とができる方法によって、
民法第九百七十三条第三項の規定による申述をさせることができ
る。

9| 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（遺言書保管官による本人確認）

第八条 遺言書保管官は、第六条第一項又は前条第一項の申請があ
った場合において、申請人に対し、法務省令で定めるところによ
り、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を
求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令
で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項に
ついての説明を求めるものとする。

2| 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を

（遺言書保管官による本人確認）

第五条 遺言書保管官は、前条第一項の申請があつた場合において
、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が
本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するた
めに必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す書類の提示
若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとな
る。

（新設）

相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同項に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。

(自筆証書遺言書等の保管)

第九條 自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書の保管は、第六條第四項の規定により提供された自筆証書遺言書又は第七條第三項の規定により提供された書面保管証書遺言書を遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において保管することによって行う。

(削る)

(削る)

(削る)

2| 遺言書保管官は、前項の規定による自筆証書遺言書又は書面保

(遺言書の保管等)
第六條 遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行う。

2| 遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所(第四項及び第八條において「特定遺言書保管所」という。)の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができる。

3| 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

4| 遺言者が第二項の請求をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、前條の規定を準用する。

5| 遺言書保管官は、第一項の規定による遺言書の保管をする場合

管証書遺言書の保管をする場合において、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日）から相続に關する紛争を防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

（電子保管証書遺言書の保管）

第十条 電子保管証書遺言書の保管は、第七条第三項の規定により提供された電子保管証書遺言書に記録された事項を遺言書保管官が次条第二項に規定する遺言書保管ファイルに記録することによつて行う。

（遺言書に係る情報の管理）

第十一条 遺言書保管官は、第九条第一項及び前条の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。

2| 遺言書に係る情報の管理は、次の各号に掲げる遺言書の区分に応じ、当該各号に定める事項を、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第十四条第五項において同じ。）をもつて調製する遺言書保管ファイルに記録することによつて行う。

一| 自筆証書遺言書 次に掲げる事項

において、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日）から相続に關する紛争を防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

（新設）

（遺言書に係る情報の管理）

第七条 遺言書保管官は、前条第一項の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。

2| 遺言書に係る情報の管理は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一| 遺言書の画像情報

二| 第四条第四項第一号から第三号までに掲げる事項

-
- イ 自筆証書遺言書の画像情報
 - ロ 第六条第四項第一号から第三号までに掲げる事項
 - ハ 自筆証書遺言書の保管を開始した年月日
 - ニ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 二 書面保管証書遺言書 次に掲げる事項
 - イ 書面保管証書遺言書の画像情報
 - ロ 第七条第三項第一号及び第二号に掲げる事項
 - ハ 書面保管証書遺言書の保管を開始した年月日
 - ニ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号
 - ホ 民法第九百六十八条の三第一項に定める方式に従って遺言をしたときは、その旨（通訳人の通訳により申述したときにあつては、その旨及び当該通訳人の氏名）
 - ヘ 民法第九百七十三条の規定により医師が立ち会ったときは、当該医師の氏名及び申述の趣旨
 - ト 第七条第六項の規定により申請人が同項の法務省令で定める措置を講じたときは、その旨
 - チ イからトまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 三 電子保管証書遺言書 前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項
 - イ 第七条第三項第一号及び第二号に掲げる事項
 - ロ 電子保管証書遺言書の保管を開始した年月日
-

- 三 遺言書の保管を開始した年月日
 - 四 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号
-

ハ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号

ニ 民法第九百六十八条の三第一項に定める方式に従って遺言をしたときは、その旨（通訳人の通訳により申述したときにあつては、その旨及び当該通訳人の氏名）

ホ 民法第九百七十三条の規定により医師が立ち会ったときは、当該医師の氏名及び申述の趣旨

ヘ 第七条第六項の規定により申請人が同項の法務省令で定める措置を講じたときは、その旨

ト イからへまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第九条第二項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第二項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替えるものとする。

（遺言者による自筆証書遺言書の閲覧）

第十二条 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言書（電子保管証書遺言書を除く。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

3 第八条第一項の規定は、第一項の請求について準用する。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第五項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替えるものとする。

（新設）

(遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧)

第十三条 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 前項の請求は、特定遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

3| 第一項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

4| 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、第一項の閲覧をさせることができる。

5| 第八条の規定は、第一項の請求について準用する。

(遺言書の保管の申請の撤回)

第十四条 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第六条第一項又は第七条第一項の申請を撤回することができる。

2 前項の撤回をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところ

(新設)

(遺言書の保管の申請の撤回)

第八条 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第四条第一項の申請を撤回することができる。

2 前項の撤回をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところ

により、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならぬ。

3| 第八条の規定は、第一項の撤回について準用する。

4| 遺言書保管官は、遺言者が第一項の撤回（自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書に係るものに限る。）をしたときは、遅滞なく、当該遺言者に第九条第一項の規定により保管している自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書を返還しなければならない。

5| 遺言書保管官は、遺言者が第一項の撤回をしたときは、遅滞なく、第十一条第二項の規定により管理しているその遺言書に係る情報を消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、磁気ディスクをもって調製する閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。

6| 遺言者が第一項の撤回（保管証書遺言書に係るものに限る。）をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

（閉鎖遺言書保管ファイルに記録された情報の消去）

第十五条 遺言書保管官は、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日）から相続に関する紛争を防止する必要があると認められる

により、その旨を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

3| 遺言者が第一項の撤回をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、第五条の規定を準用する。

4| 遺言書保管官は、遺言者が第一項の撤回をしたときは、遅滞なく、当該遺言者に第六条第一項の規定により保管している遺言書を返還するとともに、前条第二項の規定により管理している当該遺言書に係る情報を消去しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

期間として政令で定める期間が経過した後は、閉鎖遺言書保管ファイルに記録された情報を消去することができる。

(遺言者による閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧)

第十六条 遺言者は、第十四条第一項の撤回をした場合において、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、当該撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 前項の請求は、その請求に係る遺言書を保管していた遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

3| 第十三条第三項から第五項までの規定は、第一項の請求について準用する。

(遺言書情報証明書の交付等)

第十七条 次に掲げる者（以下この条において「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（第六項及び第二十一条第一項第三号において「遺言書情報証明書」という。）の交付又は当該事項を証明した電磁的記録（第六項及び

(新設)

(遺言書情報証明書の交付等)

第九条 次に掲げる者（以下この条において「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項及び第十二条第一項第三号において「遺言書情報証明書」という。）の交付を請求することができる。

同号において「遺言書情報証明情報」という。)の提供を請求することができる。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、若しくは記録された次に掲げる者又はその相続人

イ 第六条第四項第三号イ又は第七条第三項第二号イに掲げる者

ロ (略)

ハ 民法第八百九十三条の規定により廃除する意思表示された推定相続人又は同法第八百九十四条第二項において準用する同法第八百九十三条の規定により廃除を取り消す意思表示された推定相続人

ニクチ (略)

三 前二号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、又は記録された次に掲げる者

イ 第六条第四項第三号ロ又は第七条第三項第二号ロに掲げる者

ロト (略)

(削る)

一 (同上)

二 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人(ロに規定する母の相続人の場合にあつては、ロに規定する胎内に在る子に限る。)

イ 第四条第四項第三号イに掲げる者

ロ (同上)

ハ 民法第八百九十三条の規定により廃除する意思表示された推定相続人(同法第八百九十二条に規定する推定相続人という。以下このハにおいて同じ。)又は同法第八百九十四条第二項において準用する同法第八百九十三条の規定により廃除を取り消す意思表示された推定相続人

ニクチ (同上)

三 前二号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者

イ 第四条第四項第三号ロに掲げる者

ロト (同上)

2 | 前項の請求は、自己が関係相続人等に該当する遺言書(以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。)を現に保

2| 関係相続人等は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている自己が関係相続人等に該当する遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。）（電子保管証書遺言書を除く。）の閲覧を請求することができる。

3| 関係相続人等は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている関係遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

4| 第一項又は前項の請求は、特定遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

5| 第一項から第三項までの請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

6| 遺言書保管官は、第一項の請求により遺言書情報証明書を交付し、若しくは遺言書情報証明情報を提供し、又は第二項若しくは第三項の請求により関係遺言書若しくは遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したものの閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第六条第四項第

管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対して
もすることができる。

3| 関係相続人等は、関係遺言書を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができる。

（新設）

（新設）

4| 第一項又は前項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

5| 遺言書保管官は、第一項の請求により遺言書情報証明書を交付し又は第三項の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第四条第四項第三号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

三号イ及びロ又は第七条第三項第二号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときその他のその通知をしないことが相当であるときとして法務省令で定めるときは、この限りでない。

7| 次に掲げる者は、第十四条第一項の撤回をした遺言者が死亡している場合において、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、当該撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

一| 当該遺言者の相続人

二| 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、若しくは記録されていた第一項第二号イからチまでに掲げる者又はその相続人

三| 前二号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、又は記録されていた第一項第三号イからトまでに掲げる者

8| 前項の請求は、その請求に係る遺言書を保管していた遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

9| 第五項の規定は、第七項の請求について準用する。

(遺言書保管事実証明書の交付等)

第十八条 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関

(新設)

(新設)

(新設)

(遺言書保管事実証明書の交付)

第十条 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係

係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第十一号第二項第一号ロ（第六条第四項第一号に係る部分に限る。）及びニ、第二号ハ及びニ若しくは第三号ロ及びハに掲げる事項を証明した書面（第二十一条第一項第三号において「遺言書保管事実証明書」という。）の交付又はこれらの事項を証明した電磁的記録（同号において「遺言書保管事実情報」という。）の提供を請求することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の請求について準用する。

（遺言者の死亡を確認したときの通知）

第十九条 第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言者は、法務省令で定めるところにより、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる。

2 前項の申出をした遺言者は、いつでも、法務省令で定めるところにより、その申出を撤回し、又はその指定する者を変更することができる。

3 遺言書保管官は、第一項の申出をした遺言者の死亡の事実を確認したときは、法務省令で定めるところにより、その申出に係る遺言書を保管している旨を当該遺言者が指定した者に通知するも

遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第七条第二項第二号（第四条第四項第一号に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事項を証明した書面（第十二条第一項第三号において「遺言書保管事実証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前条第二項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。

（新設）

のとする。ただし、第十四条第一項の撤回がされた場合は、この限りでない。

(遺言書の検認の適用除外)

第二十条 (略)

(手数料)

第二十一条 次の各号に掲げる者は、物価の状況のほか、当該各号に定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (略)

二 遺言書又は遺言書保管ファイル若しくは閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したものの閲覧を請求する者 遺言書又は遺言書保管ファイル若しくは閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したものの閲覧及びそのための体制の整備に関する事務

三 遺言書情報証明書若しくは遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書若しくは遺言書情報証明書の交付又は提供を請求する者 遺言書情報証明書若しくは遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書若しくは遺言書情報証明書の交付又は提供及びそのための体制の整備に関する事務

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない

(遺言書の検認の適用除外)

第十一条 (同上)

(手数料)

第十二条 次の各号に掲げる者は、物価の状況のほか、当該各号に定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (同上)

二 遺言書の閲覧を請求する者 遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務

三 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する者 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない

。ただし、法務省令で定める方法で同項第一号の申請、同項第二号の閲覧の請求又は同項第三号の交付若しくは提供の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(行政手続法の適用除外)

第二十二条 (略)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第二十三条 遺言書保管所に保管されている遺言書、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第二十四条 遺言書保管所に保管されている遺言書、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(審査請求)

(行政手続法の適用除外)

第十三条 (同上)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十四条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十五条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(審査請求)

第二十五条 (略)

256 (略)

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第二十五条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第二十五条第四項の意見」とする。

(行政不服審査法の適用除外)

第二十六条 (略)

2 第七条第一項の申請に対する処分又はその不作為についての前条第一項の審査請求については、前項の規定にかかわらず、行政不服審査法第三十一条の規定を適用する。

(政令への委任)

第二十七条 (略)

第二十六条 (同上)

256 (同上)

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見」とする。

(行政不服審査法の適用除外)

第二十七条 (同上)

(新設)

(政令への委任)

第二十八条 (同上)